

文京区特別区税条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、文京区特別区税条例（昭和 39 年 12 月文京区条例第 44 号）の規定を整備する。

2 改正内容

(1) 軽自動車税（種別割）の税率に係る規定の整備

二輪車の車種区分の見直しに伴い、原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が 1 2 5 c c 以下かつ最高出力が 4 . 0 k W 以下のものを、原動機付自転車第一種に加える。

なお、これに係る軽自動車税種別割の税率については、年額 2 , 0 0 0 円とする。

（第 39 条）

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日